

# 子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成25年6月26日法律第64号)  
(令和元年6月19日改正(令和元年法律第41号))

(注) 赤字は令和元年改正による主な変更部分

## 目的

- 子どもの**現在**及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにする
- 全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、**子ども一人一人が夢や希望を持つことができる**ようにする
- 子どもの**貧困の解消**に向けて、**児童権利条約の精神に則り**、子どもの貧困対策を総合的に推進する

## 基本理念

- 社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達に応じて、その**意見が尊重**され、その**最善の利益が優先して考慮**されること
- 子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて**包括的かつ早期**に講ずること
- 背景に**様々な社会的要因**があることを踏まえること
- 国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うこと

## 子どもの貧困対策を総合的に推進する枠組み

国	・「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定（閣議決定） ※子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）が案を作成 案の策定時に <b>子どもや保護者等の意見を反映</b> させるための措置を講ずる
都道府県	・子どもの貧困の状況・子どもの貧困対策の実施状況の公表（毎年1回）
市町村	・都道府県計画を策定（努力義務）※大綱を勘案
市町村	・市町村計画を策定（努力義務）※大綱及び都道府県計画を勘案

### 《附則第2項》

政府は、この法律の施行後5年を目途として…必要であると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 大綱に定める事項

基本的な方針	
子どもの貧困に関する指標 <small>子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率・大学等進学率等</small>	
教育の支援	生活の安定に資するための支援
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	経済的支援
調査及び研究	検証及び評価その他の施策の推進体制

1

## 子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

### 子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定
- 今般の大綱改定は、  
①前大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていたこと、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
- 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定することとされた。

## 目的

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す  
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

## 基本的方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 → 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 → 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 → 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

## 指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

## 指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

### 1. 教育の支援

- 学力保障、高校中退予防、中退後支援**の観点を含む教育支援体制の整備  
少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
- 真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金**を実施

### 2. 生活の安定に資するための支援

- 妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援**  
子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
- 生活困窮家庭の親の自立支援** 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

### 3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ひとり親への就労支援** 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

### 4. 経済的支援

- 児童扶養手当制度の着実な実施** 支払回数等を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）
- 養育費の確保の推進** 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

## 施策の推進体制等

- 地方公共団体の計画策定等支援**
- 子供の未来応援国民運動の推進** 子供の未来応援基金等の活用

2

# 令和3年 子供の生活状況調査の分析について

令和元年6月 子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正（議員立法）において、以下の附帯決議。

- ・ **子どもの貧困に関する調査が全国的に実施されるよう努めること。**

令和2年3月 自治体が生徒の貧困実態調査を実施する際の参考として、**共通調査項目案**を策定・公表

令和3年2月～ 国（内閣府）が、試行的に共通調査項目案を用い、**全国実態調査（子供の生活状況調査）を実施**  
6月～ 子供の生活状況調査の分析に関する検討会 ⇒ **12月24日 調査分析結果の公表**

## 【調査分析について】

子供の学力（例、成績、授業の理解度、進学希望）、家庭の経済・生活状況（例、食料・衣服を購入できなかった経験、公共料金の未払い、生活満足度）などについて、子供・保護者それぞれを対象に調査。全国の中学2年生・保護者5,000組に調査、回収数2,715組。

○調査分析結果(例)

(保護者への調査)問 過去1年間で、お金が足りなくて、食料が買えなかった経験

	よくあった	ときどきあった	まれにあった	全くなかった
全体	1.7%	2.7%	6.9%	87.8%
収入が中央値1/2未満	8.3%	10.1%	19.3%	62.3%
母子家庭世帯	6.6%	7.9%	17.6%	67.9%

(子供への調査)問 学校の授業以外での1日当たりの勉強時間(月～金)

	全くしない	30分未満	30分～1時間	1～2時間	2～3時間	3時間以上
全体	5.3%	15.4%	28.5%	32.6%	12.6%	4.8%
収入が中央値1/2未満	12.3%	13.8%	33.8%	27.8%	8.7%	3.6%
母子家庭世帯	10.7%	17.9%	29.7%	27.6%	9.3%	4.8%

※ 所得水準が低い世帯やひとり親世帯では、全体の状況に比べ、子供の学習・生活・心理面など様々な面で影響が生じていることや、新型コロナウイルスの影響を受けて生活の状況が更に厳しくなっている可能性があること等が示された。

**共通調査項目による調査票の様式例を自治体へ送付するとともに、今回の調査分析結果の周知を行い、各自治体での調査の実施を支援する。**  
**各自治体では、共通調査項目の活用により、全国の子供の貧困の状況との比較が可能となる。**

## 調査票様式例を内閣府HPに掲載しています

●● (自治体名) 子供の生活状況調査  
【小学生票】

これは、●(自治体名)の子供の生活状況などを調べるための調査で、●(自治体名)が実施しています。

この調査票の回答は、あなたが自分で書いてください。安心して答えられるよう、おうちの方や学校の先生には見せないでください。(注) 郵送で調査票を回収する場合は「や学校の先生」のみ削除。

名前は、書かないでください。

自分の思う答えを書いてください。まちがった答えや、正しい答えはありません。

答えは、あてはまる番号に○をつけてください。

○のつけかたは、質問文の終わりに「あてはまるもの1つに○」や「あてはまるものすべてに○」などと書いてありますので、それにしてください。

(注) 学校を通じて調査票を回収する場合は①を、郵送で調査票を回収する場合は②を設定。

① 全部書き終わったら、自分で●色の封筒に入れて、のりやセロハンテープでとじてください。それを、おうちの方の封筒といっしょに、大きい封筒に入れて、先生の指示にしたがって出してください。

② 全部書き終わったら、自分で●色の封筒に入れて、のりやセロハンテープでとじておうちの方に渡してください。

この調査票は調査の目的以外には使用しません。また、この調査票では名前を書かないので、あなたがどのように答えたかはだれにもわかりません。

調査についてのお問合せは、以下までお願いします。

(問合せ先情報)

問1 あなたの性別を教えてください。(あてはまるもの1つに○)

1 男  
2 女  
3 その他・答えたくない

問2 あなたは、ふだん学校の授業以外で、どのように勉強をしていますか。  
※勉強には学校の宿題もふくみます。(1～8については、あてはまるものすべてに○)

1 自分で勉強する  
2 塾で勉強する  
3 学校の補習を受ける  
4 家庭教師に教えてもらう  
5 地域の人などが行う無料の勉強会に参加する  
6 家に教えてもらう  
7 友達と勉強する  
8 その他  
9 学校の授業以外で勉強はしない

問3 あなたは、ふだん学校の授業以外に、1日あたりどれくらいの時間勉強をしますか。  
※学校の宿題をする時間や、塾などの勉強時間もふくみます。  
(a,bそれぞれについて、あてはまるもの1つに○)

	まったくしない	30分より少ない	1時間より少ない	30分以上	2時間より少ない	1時間以上、2時間より少ない	2時間以上、3時間より少ない	3時間以上
a) 学校がある日(月～金曜日)	1	2	3	4	5	6		
b) 学校がない日(土・日曜日・祝日)	1	2	3	4	5	6		

# 地域子供の未来応援交付金（子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業）の概要

1 交付金の申請者：**都道府県又は市町村（特別区含む）** ※申請方法は、（市町村）→都道府県→内閣府

2 交付金の対象事業：都道府県又は市町村が**子供の貧困対策として実施する以下の(1)～(4)の事業**

## (1) 実態調査・計画策定

【補助率1/2、補助基準額（事業費の上限）：原則300万円（①②の合計）】

- ①実態調査・資源量の把握
  - ・貧困の状況にある子供等の実態把握
  - ・地域の資源量（支援を行う民間団体の状況等）の把握
- ②支援体制の整備計画策定
  - ・「子どもの貧困対策推進法」第9条に定める計画の策定
  - ※令和元年の法改正により、都道府県に加え、市町村にも計画策定が努力義務化

（参考：交付金の活用例）

- ①調査票の設計、調査結果のデータ入力・分析等を行う臨時職員の報酬、有識者の意見聴取に係る旅費・謝金、調査票の発送・回収費
- ②計画策定委員会外部委員の旅費・謝金、報告書の印刷費、等

## (3) つながりの場づくり緊急支援事業

【補助率3/4、補助基準額：1事業あたり都道府県（政令市）250万円、市町村125万円】

- ・子ども食堂、学習支援といった子供の居場所づくり※などを①自治体が自ら、②NPO等に委託して、③NPO等を補助して、実施し、子供を行政等の必要な支援につなげる事業
  - ※ア 子ども食堂やフードパントリー・フードバンクなど、子供の居場所の提供、衣食住などの生活支援を行う事業（生理用品の提供を含む）
  - イ 学習教室など子供に学習機会を提供する事業
  - ウ 相談窓口の設置やアウトリーチ支援のためのコーディネーターの配置など、行政等の必要な支援につなげる事業
  - エ その他上記に類する事業

（参考）委託等において、事業の実施に必要な人件費や食材費等を経費に含めることも可能。一方、団体運営に係る人件費等の経常的な経費は対象外。

## (2) 子供等支援事業

【補助率1/2、補助基準額：都道府県（政令市）1,500万円・市町村800万円（①②の合計）、都道府県（政令市）300万円・市町村150万円（③）】

- ①子供たちと「支援」を結びつける事業
  - ・コーディネーター事業、アウトリーチ支援等
- ②連携体制の整備
  - ・自治体内部（福祉部門・教育部門）、社会福祉協議会、地元企業・自治会・NPO等の民間団体との連携
- ③研修事業
  - ・都道府県及び市町村担当者、子供の貧困対策支援活動従事者等

（参考：交付金の活用例）

- ①コーディネーターの報酬、アウトリーチ支援のための交通費
- ②連携のための会議開催に係る会議費、会場借料、旅費・謝金
- ③研修会講師の旅費・謝金、開催通知の発送費、会場借料、等

※ 令和3年度補正予算（令和3年12月成立）において、以下の(4)事業を新たに創設

## (4) 新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業

【補助率10/10、補助基準額：1事業あたり都道府県（政令市）250万円、市町村125万円】

- ・地方自治体と新たに連携した、NPO等による子ども食堂等のつながりの場を緊急的に確保する事業※
  - ※ア NPO等に新たに居場所づくりを委託する事業
  - イ 新たな居場所を新設する事業（例：既存の居場所と違う地域に新設）
  - ウ 新たな取組を実施する事業（例：子ども食堂だけを実施していたNPO等が新たに学習支援も実施）

※以下の要件が必要

- ・自治体による委託事業であること
- ・事業の実施により、自治体とNPO等との間で新たな連携が生じるもの（上記ア～ウ）。

※ 交付金の交付要綱や交付実績等の詳細は内閣府ホームページを御参照ください。  
<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/torikumi/koufukin/index.html>